

湖北地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表

湖北地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和5年度の湖北地域消防組合における人事行政の運営等の状況について、下記のとおり公表します。

記

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の給与の状況
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修及び勤務成績の人事評価の状況
- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 8 消防本部消防職員委員会の状況
- 9 公平委員会業務の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況

令和5年度における職員の採用については、1次試験を令和4年9月18日に、2次試験を令和4年10月21日にそれぞれ実施し、7名の職員を新たに採用しています。

(2) 再任用制度の実施状況

再任用制度とは、地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができる制度です。

令和5年度においては、3名の職員が再任用職員として勤務しています。

(3) 職員の退職等の状況 (令和5年度中)

退職区分	人数
定年退職	0人
勸奨退職	3人
普通退職	4人
分限免職	0人
懲戒免職	0人
死亡退職	0人
合計	7人

(4) 職員の在職状況 (令和5年4月1日現在)

消防吏員 219人 (滋賀県防災危機管理局1人
滋賀県防災航空隊2人の派遣者を含む)

事務職員 1人

再任用職員 3人

会計年度任用職員 3人

(5) 職員階級別年齢構成

(令和5年4月1日現在)

階級 年齢	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務職員	再任用職員	会計年度任用職員	合計
20歳未満								3				3
20～ 25歳未満								21			1	22
25～ 30歳未満						4	7	4			1	16
30～ 35歳未満						21	5					26
35～ 40歳未満						17						17
40～ 45歳未満				2	27	11						40
45～ 50歳未満				28	21	4			1			54
50～ 55歳未満			8	16	5							29
55歳以上	1	6	7	1						3	1	19
計	1	6	15	47	53	57	12	28	1	3	3	226
平均年齢	57.0	57.3	54.7	48.9	44.6	35.9	28.9	21.7	48	61.3	35.7	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和5年度の湖北地域消防組合の人件費の状況は、次のとおりです。

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
3,952,851 千円	1,931,890 千円	48.87%

※退職手当組合負担金を含む。

(2) 職員給与費の状況

令和5年度の湖北地域消防組合職員の給与費の状況は、次のとおりです。

職員数 対象職員 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	合 計 (B)	
226人	851,167 千円	292,371 千円	359,159 千円	1,502,697 千円	6,649 千円

※退職手当組合負担金は含まない。

対象職員 消防職員220人 + 再任用3人 + 会計年度任用職員3人

(3) 職員の平均給料月額 (令和5年4月1日現在)

区 分	金 額 等	
行 政 職	平均給料月額	313,953 円
	平均給与月額	390,055 円
	平均年齢	40.8 歳

対象職員 消防職員220人 + 再任用3人 + 会計年度任用職員3人

(4) 初任給の状況 (令和5年度)

区 分 (初級採用)	金 額
大学卒	202,400 円
短大卒	181,800 円
高校卒	170,900 円

採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者に学歴加算した金額

(5) 職員の級別・職務別平均給料月額状況 (令和5年4月1日現在)

職務級	標準的な職務	職員数	構成比	平均給料額
7級	消防長、組合事務局長、次長	7人	3.10%	428,300円
6級	課長、署長、分署長、副署長、担当課長、参事、署長補佐	24人	10.62%	406,404円
5級	課長補佐、副参事	38人	16.81%	379,676円
4級	係長、主幹	54人	23.89%	347,146円
3級	主査 ※ 再任用3人含む	56人	24.78%	276,884円
2級	係員	16人	7.08%	228,981円
1級	係員 ※ 会計年度任用職員3人含む	31人	13.72%	188,990円
計		226人	100.00%	313,953円

(6) 期末、勤勉手当の状況 (令和5年度)

期別支給率		支給率(月分)	備考
6月	12月		
2.2	2.3	4.5	国の制度と同じ

(7) 定年退職、勸奨退職に係る退職手当の状況 (令和5年度)

区分	20年勤続 (月分)	25年勤続 (月分)	35年勤続 (月分)	最高限度 (月分)	その他加算措置
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算

(8) 手当制度の概要 (令和5年4月1日現在)

区 分	支 給 要 件 等
扶養手当	<p>扶養親族を有する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月 6,500円 ・子 月 10,000円 <p>(被扶養者のうち15歳～22歳までの子については5,000円加算)</p>
住居手当	<p>借家等に居住し家賃を支払っている職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借家等居住 家賃月額により規定(上限28,000円)
通勤手当	<p>通勤距離(片道)が2km以上で、自動車等の交通機関を利用して通勤する職員に支給 (2km未満は支給なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤距離に応じ2,000円～31,600円を支給
地域手当	<p>給料と扶養手当の合計額に支給率を乗じて支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給率 2.4%
管理職手当	<p>課長補佐級以上の管理職員に対し支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務(職名)及び職務の級に応じ定額支給 <p>支給額(35,700円～75,200円)</p>
時間外勤務手当	<p>正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.25 (22時から翌朝5時までの深夜時間は1.5) ・週休日等における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35 (22時から翌朝5時までの深夜時間は1.6)
休日勤務手当	<p>祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間1時間につき 当該職員の時間単価×1.35
夜間勤務手当	<p>深夜(22時から翌朝5時の間)に正規の勤務時間が割り振られた職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間1時間につき 当該職員の時間単価×0.25

<p>特殊勤務手当</p>	<p>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間特殊勤務手当 勤務1回 300円（通信指令業務のみ） ・救急・救助出場手当 出場1回 昼 200円 深夜 400円 （救急業務に従事した救急救命士 出場1回 昼 350円 深夜 550円） ・火災出動手当 出場1回 昼 200円 深夜 400円 ・はしご車搭乗手当 搭乗1回 200円（地上10m以上） ・機関員手当 火災現場での機関業務従事 1回 300円 ・潜水業務手当 水難救助活動従事職員 1回 300円 ・感染症り患者等搬送業務手当 1日単位に支給 3,000円、濃厚接触した事案 4,000円
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日、年末年始の休日、勤務日において正規の時間外勤務を行った管理職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長級 8,000円 課長補佐級 6,000円 （勤務時間が6時間を超える場合は、上記額の1.5倍）

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

○毎日勤務者

- ・1日の勤務時間 7時間45分（8時30分～17時15分休憩時間を除く）
- ・1週間の勤務時間 38時間45分

○交替勤務者

- ・1当務（8時30分～翌日8時30分）の勤務時間 15時間30分
- ・勤務サイクルは二部制を導入しており、28日サイクルで4週8休制
- ・休憩時間は、1当務8時間30分（仮眠時間6時間を含む）

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和5年中)

区 分	職員数	取得日数	平均取得日数
毎日勤務職員	40人	432日	10.29日
交替勤務職員	177人	1634日	9.08日
職 員 計	217人	2066日	9.52日

対象職員 消防職員 (防災危機管理局出向者1名・防災航空隊出向者2名除く)

(3) 特別休暇等の導入状況 (令和5年4月1日現在)

種 類	内 容	期 間
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	90日の範囲内で必要と認められる期間
特別休暇		
公民権行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署への出頭	職員が裁判員等として官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のため骨髄等を提供する場合で、当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日以内
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内 (当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合は10日以内)
産前休暇	出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産予定日8週間前の日から出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
保育時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	3日以内
育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これら	5日以内

	の子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
子の看護	小学校就学前の子に関し、一の年において5日(子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間	
短期介護	職員が、家族の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当と認められるとき	親族に応じて連続する日数の範囲内の期間
父母の追悼	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	3日以内
災害・交通機関の事故等	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
現住居の滅失等	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日以内
水、食料等の不足	地震、水害、火災その他の災害により職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保が行うことができないとき	7日以内
生理休暇	生理のため勤務が著しく困難である場合	2日以内
妊婦の時間短縮休暇	妊娠中の職員が交通の混雑が健康の保持に影響があると認められる場合	1日1時間を越えない範囲内
母性保護休暇	妊娠中又は出産後の職員が医師等から健康保持について指導を受けた場合	必要と認められる期間
妊娠障害(つわり)	妊娠中の職員が、妊娠に起因する障害(つわりに限る)のために勤務することが著しく困難である場合	7日以内
種類	内容	期間
介護休暇	職員が要介護者(配偶者、父母、子等)の介護をするため、必要とする場合に認められる無給の休暇	3回を超えず、かつ、通算して6か月以内で指定する期間

(4) 育児休業の取得状況(令和5年度)

取得者 2名(男性1名、女性1名) 日数210日

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、公務能力を維持することを目的とし、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処

分です。

免 職	休 職	降 任	合 計
0 人	1 人	0 人	1 人

(2) 懲戒処分状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対し、同義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とする処分です。

免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5 職員のサービスの状況

地方公務員のサービス上の規律について、地方公務員法で定められています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0 人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0 人
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0 人
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0 人
政治行為の制限	職員は政治活動等をしてはならない。	0 人
争議行為の禁止	職員はストライキ等をしてはならない。	0 人
営利企業等従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	0 人
合 計		0 人

6 職員の研修及び勤務成績の人事評価の状況

(1) 職員研修

職員研修は、地方公務員法第39条及び消防組織法第52条に基づき職員の公務能率向上と人材育成を目的に実施しています。

○ 消防大学校

研 修 名	入校者数	研 修 内 容
警防科	1人	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。

○ 滋賀県消防学校

研 修 名	入校者数	研 修 内 容
初任教育	7人	消防職員として必要な基礎的知識と技能を修得させるとともに、厳正な規律、旺盛な気力、強靱な体力ならびに消防人に必要な人格と協同精神を養成する。
警防科	4人	警防業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
特殊災害科	4人	特殊災害業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
危険物科	4人	危険物規制業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
火災調査科	4人	火災調査業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
救急科	7人	救急業務に必要な専門的知識および技能を修得させるとともに、救急隊員の資格を付与する。
救助科	4人	救助業務に必要な専門的かつ高度な知識および技能を修得させるとともに、救助隊員の資格を付与する。
中級幹部科	2人	中級幹部として必要な見識と指揮監督能力および技能を修得させるとともに、中級幹部としてふさわしい人格を養成することを目的とする。
上級幹部科	2人	上級幹部として必要な見識と指揮監督能力および技能を修得させるとともに、上級幹部としてふさわしい人格を養成する。
特別幹部教育	1人	幹部としての必要な見識と指揮監督能力を修得させるとともに、幹部職員としてふさわしい人格を養成する。
水難救助教育	3人	水難救助業務に必要な専門的かつ高度な知識および技能を修得させる。
体育指導員教育	2人	体育指導員として必要な体力管理に関する知識および技能を修得させる。
女性消防職員教育	2人	「女性活躍推進」を目的とし、女性消防職員の今後の職域拡大に向け、消防職員の意識改革を図る。

○ 救急救命研修所

研 修 名	入校者数	研 修 内 容
指導救命士養成研修	2人	指導救命士として必要な知識および技術を修得させ、さらなる救急業務全体の質の向上を図ることを目的とする
救急救命士養成研修	2人	救急救命士として必要な知識および技術を修得させるとともに、救急救命士の資格を取得させる。
感染防止対策研修	1人	感染防止対策に関する知識及び技能の強化・向上を図ることを目的とする。

○ 兵庫県消防学校

研 修 名	入校者数	研 修 内 容
通信指令科	1人	通信指令業務における現状と課題、法律上の諸問題を理解するとともに、円滑な緊急通報 受信・指令管制に関する知識・技術の共有と対応技能の向上を図る。

○ 各種技能講習、研修等

研 修 名	受講者数	研 修 先
小型移動式クレーン操作技能講習	4人	日本クレーン協会滋賀支部
玉掛け技能講習	4人	日本クレーン協会滋賀支部
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	4人	滋賀労働基準協会
ガス溶接技能講習	2人	滋賀労働基準協会
チェーンソーによる伐木等特別教育	2人	コベルコ教習所 岐阜教習センター
無人航空機基本操作講習	3人	ドローンエアーサービス合同会社
小型車両系建設機械特別教育	3人	コベルコ教習所 岐阜教習センター
小型船舶免許（免許更新含む）	2人	滋賀ボート免許センター
潜水士免許	3人	安全衛生技術試験協会
流水救助技術研修	1人	スペシャルレスキューサービスジャパン株式会社
潜水技術研修	1人	日本サブマリットトレーニングセンター
テールゲートリフター特別教育	2人	コベルコ教習所 岐阜教習センター
救急救命士継続的の病院研修	180人	長浜赤十字病院、市立長浜病院
第32回全国救急隊員シンポジウム	2人	一般財団法人 救急振興財団
就業前病院実習	2人	長浜赤十字病院、市立長浜病院

気管挿管病院実習	2人	長浜赤十字病院、市立長浜病院
研修管理者研修	1人	滋賀県市町村職員研修センター
部・次長級研修	1人	滋賀県市町村職員研修センター
課長級職員研修	2人	滋賀県市町村職員研修センター
課長補佐級職員研修	2人	滋賀県市町村職員研修センター
係長級職員研修	2人	滋賀県市町村職員研修センター
現任職員研修	2人	滋賀県市町村職員研修センター
給与事務担当者研修	1人	滋賀県市町村職員研修センター
契約事務担当職員研修	1人	滋賀県市町村職員研修センター
法制執務講座（基礎編）	1人	滋賀県市町村職員研修センター
法制講座（地方公務員法）	1人	滋賀県市町村職員研修センター
法制講座（地方自治法）	1人	滋賀県市町村職員研修センター
例規担当職員研修	1人	滋賀県市町村職員研修センター
クレーム対応能力向上研修	1人	滋賀県市町村職員研修センター
事務ミス防止研修	1人	滋賀県市町村職員研修センター
文書作成能力向上研修	4人	滋賀県市町村職員研修センター
会議力向上研修	2人	滋賀県市町村職員研修センター
DX研修	2人	滋賀県市町村職員研修センター
管理職マネジメント研修	2人	滋賀県市町村職員研修センター
複式簿記研修	1人	滋賀県市町村職員研修センター
安全衛生推進者養成講習	2人	滋賀労働基準協会
予防技術検定	4人	消防試験研究センター

(2) 職員の人事評価の状況（令和5年度）

評価の目的	職員の能力開発及び職務改善	
評価方法	能力評価	標準職務遂行能力を評価項目とし、当該評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価
対象職員	全職員	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、各種健康診断、予防接種等を行っています。

区 分	受診者	区 分	受診者
定期健康診断	223人	B型肝炎予防接種	6人
特定業務従事健康診断	161人	B型肝炎抗体検査	2人
大腸検診	220人	インフルエンザワクチン予防接種	218人
胃検診	148人	乳がん検診	1人
子宮頸がん検診	4人		

対象職員 消防職員220人 + 再任用3人 + 会計年度任用職員3人

(2) 災害補償の状況

地方公務員災害補償基金滋賀県支部が災害補償の事務を行っています。

公務災害認定件数	1件
----------	----

(3) 共済制度の状況 滋賀県市町村職員共済組合へ加入しています。

(4) 職員互助会の状況 滋賀県市町村職員互助会へ加入しています。

8 湖北地域消防本部消防職員委員会の状況

(1) 制度の概要

消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員が階級制度のもと厳格な服務規律と統制のとれた部隊活動を要求される中で、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的に設置され、職員は次の事項について委員会に意見を提出することができます。

- ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び福利厚生に関すること。
- ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

(2) 件数及び処理状況

令和5年度においては4件の意見が提出され、すべての意見が採択されました。審議結果は「実施することが適当である」0件、「諸課題を検討する必要がある」1件、「実施は困難と考える」2件、「現行どおりでよい」1件となりました。

9 湖北地域消防組合公平委員会業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局に適切な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。

(地方公務員法第46条)

令和5年度における件数及び処理状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
------------------	----

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対してのみ審査請求をすることができる制度です。

(地方公務員法第49条の2)

令和5年度における件数及び処理状況

不利益処分に関する審査請求の状況	0件
------------------	----